

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	県民協働課	整理番号	6-1-9
許認可等の種類	認定(特例認定)特定非営利活動法人の合併の認定			
根拠法令条例等・条項	特定非営利活動促進法第63条第3項			
許認可等の概要	認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとする場合及び特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人であるものを除く)と合併しようとする場合の認定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法 第63条 3 第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に第1項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。 5 第44条第2項及び第3項、第45条、第47条から第49条まで並びに第54条第1項の規定は第1項の認定について、第58条第2項において準用する第44条第2項及び第3項、第59条並びに前条において準用する第47条から第49条まで及び第54条第1項の規定は第2項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>6か月(起算日は、申請書が提出された日の翌日)</p> <p>標準処理期間から除外される期間 ①申請書類(添付書類を含む。)の欠陥補正等のため、所要の補正若しくは書類の追加提出を依頼した場合又は認定審査に必要な追加資料を要求した場合は、当該依頼した日又は要求した日から補正若しくは追加提出がなされた日又は追加資料の提出がなされた日までの期間。 ②その他行政庁の責めに帰さない事情により要した期間(申請法人に対する実態確認予定日を事前に連絡した場合、当該事前連絡から実際に実態確認を開始した日までの期間はこの期間に含まれる)</p>			
期間の制定根拠	「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号、平成23年6月22日公布)が平成24年4月1日から施行され、これにより国税庁長官が認定する認定制度が廃止され新たに都道府県知事等が認定する制度が開始されることとなったが、国税庁長官が認定に係る標準処理期間を6か月と設定していたことを準用。			